

# 令和3年度 小野町社会福祉協議会 事業計画

## 基本方針

かつて地域社会は、住民一人ひとりの様々な活動の場であり、同時に地域や家庭などの生活の場として支え合いの機能が存在していましたが、高齢化や人口減少、価値観の多様化などから地域社会が有していた支え合いの基盤が弱まってきております。また、支援を必要とする高齢者や生活困窮世帯の増加、子育てと介護などの複数の課題を抱え複合的な支援を必要とする状況もみられ、対応の難しさも増してきております。更に、人口減少は地域社会の構成員を減少させ、高齢者世帯の増加、生活環境、就業構造など様々な分野への影響が顕在化してしております。

地域社会が大きく変化する中、それぞれの地域において安心して暮らし続けるためには、地域における地域関係の強化や住民組織との連携を深め、地域住民が主体的に参加し支え合う「新たな支え合い」の仕組みづくりが必要とされております。

本会におきましては、地域支え合いの推進、生活困窮者への相談支援をはじめ多様な地域福祉課題や障がい者（児）の自立支援に関わる事業等に対しまして、社会福祉協議会としての柔軟性や即応性を活かし、地域住民に寄り添った対応に努めております。

今後、これまでの取り組みを基本といたし、更に地域や隣組が抱える様々な課題解決へ向けた取り組みや、隣組を単位とした地域に密着した見守りネットワークづくりなど、地域住民が主体的に地域課題に取り組む組織体制づくりに取り組んでまいります。

また、サロン事業におきましては、地域における支え合い事業として定着しつつありますので、サロン活動の充実とサロン開設に努めてまいります。

一方、介護保険事業についてであります。新型コロナウイルス感染症は依然収束には至らず、感染防止対策、デイサービスの利用控えなど事業運営は厳しい状況にありますが、本会の重要なサービスの一つでありますので、引き続き感染防止に努め、利用者の皆様が安心して利用できる施設運営に努めてまいります。

なお、町からの受託事業であります介護予防・日常生活支援総合事業に関しましては、事業受け入れのデイサービスにおきまして、課題整理が必要される時期を迎えておりますので、適正な介護予防事業の受け入れに努めてまいります。

## 【重点目標】

- 1 支え合い事業の強化と新たな取り組み
  - (1) サロン事業の充実と支え合いの基盤強化
  - (2) 身近なネットワークづくりによる福祉隣組の組織化への取り組み。
- 2 地域包括支援センターとの連携強化と地域課題の解決
- 3 福祉サービスの充実
- 4 受託事業の円滑な運営
- 5 新型コロナウイルス感染症防止対策
- 6 組織体制の整備と財政基盤の強化

## 1 事業の概要

小野町社会福祉協議会の事業全体の管理及び、総合的・計画的な事業運営を行うため、各部署との連絡を図り適切な法人運営に努めます。また、職員が安心・安全に業務に従事出来る環境を作ります。

また、心配ごとの相談や、生活困窮者支援を実施していきます。

## 2 主要な施策

## (1) 理事会、評議員会の開催と監査の実施 【473千円】

理事会、評議員会等を開催し、事業計画並びに資金収支予算等を定め、決算や中間監査など本会の基幹的業務を計画的に実施し、内部統制の強化や社協発展・強化に努め、事業の適正な運営及び管理を行います。

- ① 理事会、評議員会の開催
- ② 監事会（決算監査、中間監査）の開催
- ③ 評議員選任・解任委員会の開催
- ④ 第三者委員会議の開催

## (2) 適正な人事管理と労務管理 【163千円】

働き方改革関連法に基づき職員が安心・安全に業務に従事できるよう、魅力ある職場づくりに努めます。

また、職員健康に配慮し健康診断の実施を行います。

## (3) 職員研修の実施 【22千円】

制度や仕組みが変化していく中で、地域住民のニーズに向き合える福祉専門職を養成するため、専門研修の一層の充実や研修体系の整備を図り、福祉サービスを支える職員の資質向上を更に推進していきます。

また、関係機関と連携し様々な福祉課題に対応する研修事業を計画的・体系的に実施します。

## (4) 広報活動事業 【459千円】

広報紙やホームページ等を活用し、事業活動の紹介・報告、案内をすると共に、地区サロンやボランティア団体など多くの関係者の活動の紹介など、幅広い福祉関係情報の提供を通して、住民の福祉への関心・理解の促進、参加を高める意識づくりを目的に行います。

(5) 心配ごと相談事業

日常生活のあらゆる心配ごとの相談に無料で応じ、適切な助言、適正な機関を紹介する等問題解決への手助けを図ります。

- ① 町、包括支援センター、福祉施設等の連携を行います。
- ② 継続的な支援を行います。
- ③ 社会資源を効果的に活用する。

(6) 生活困窮者自立支援事業

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い人を対象に、相談支援を実施するほか、就労支援（就労に向けた準備支援を含む）、安定した生活に向けての貸付など、関係機関と連携を図り支援を行います。

(7) 日常生活自立支援事業（愛称 あんしんサポート事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうちで、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常生活に必要な金銭管理のお手伝いなどを行います。

(8) 火災等による罹災者への支援

火災及び風水害により罹災した町民に、自立した生活の開始を支援するため、物資等の支援を迅速に行います。

(9) 敬老会事業（町との共催事業）

【200 千円】

永年、社会の発展に貢献されてきた高齢者のご労苦をねぎらい、健康と長寿をお祝いすることを目的として実施いたします。

(10) 百歳賀寿事業

【30 千円】

満百歳の誕生日を迎えた方に対し、記念品を贈呈し、その長寿を祝い、高齢者の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、賀寿贈呈を行います。

地域福祉事業及び経費

3,000 千円

1 事業の概要

安心・安全に暮らすことのできる地域をめざし、「地域の助け合いによる福祉(高齢者福祉・障がい者(児))」の取り組みを行い、福祉の視点から作っていく「福祉コミュニティづくり」を展開し、地域福祉活動団体への支援、福祉情報の発信などを行います。

2 主要な施策

(1) おのまちあったかサロン（高齢者サロン）

〔重点目標〕

【1,522 千円】

高齢者が気軽に集まり、通いの場として、生きがいと地域の支え合いの力を高めることを目的に、小地域での事業の推進及び体制整備と強化に努めます。

また、住民同士の顔が見られる関係づくりに努め社会的孤立をふせぎ、生活状況の問題を早期に把握する見守りや、支援体制づくりを進めて参ります。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| ① サロン助成金         | 750 千円 |
| ② サロン保険料（23サロン分） | 433 千円 |
| ③ 事業費（教材日、講師料等）  | 339 千円 |

(2) おのまちのびのび元気サロン（障がい者サロン） **【60 千円】**

子供たちの子育てについて、気軽に語らいができる情報交換の場を設け、子育て親子の絆、仲間づくりと地域社会における元気な子供たちを育むための活動支援を行います。

(3) 隣組ネットワーク事業〔重点目標〕 **【100 千円】**

誰もが安心して暮らせることを目的として、一人暮らしや、高齢者夫婦世帯、支援が必要とされる方を対象に見守り支援を行います。

- ① 近隣の組織化を図ります。
- ② 支援体制の整備を行います。

(4) 地域福祉活動団体支援 **【1,191 千円】**

住民が主体となって取り組む地域の福祉活動を応援するための支援及び援助を行います。

- ① 地域の安心、安全見守り活動のため小野町民生児童委員協議会、小野町行政区長会への支援及び援助を行います。
- ② 地域のボランティア活動や福祉施設等のボランティア活動のため日赤奉仕団への助成を行います。
- ③ 福祉団体及び各学校へのボランティア活動や地域貢献事業等への支援及び援助を行います。

(5) 在宅福祉サービス事業 **【394 千円】**

在宅において、寝たきり等の状態にある高齢者に対し、衛生的で快適な日常生活がおくれるよう次のサービスを行います。

- ① 寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業（6月、12月実施）  
寝具のクリーニングを回収から納品まで行います。

② 訪問理髪サービス事業（新事業）

前年度までの出張理髪サービス事業を見直し、今年度より新たに訪問理髪サービス事業として事業を展開する。在宅において、理容師が散髪、髭剃りのサービスを行います。

(6) 福祉車輛・備品貸出事業 **【82 千円】**

身体機能の低下や障がい等で歩行困難な状況にある方に、日常生活での外出支援や社会参加の促進を図ることを目的に、車いすのまま乗降が可能な福祉車輛の貸出

と歩行困難な高齢者や障がい者の方へ車いすの貸出を行います。

#### 寄附金事業及び経費

757 千円

小野町社会福祉協議会では、地域福祉の推進に必要な財源として、本会の活動や事業の趣旨に賛同し、応援して下さる町民の皆様や企業・団体からの寄附金を受け付けています。

#### 資金貸付事業及び経費

97 千円

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

県社会福祉協議会を実施主体として、町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、費用等の貸付けを行います。

#### ボランティア事業

111 千円

##### 1 事業の概要

住民の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、支え合い活動をベースにしたボランティア活動を推進しています。また、町内ボランティア活動の推進を目的に、人材育成の強化や資質向上、連携強化を図り、拠点であるボランティアセンター機能の充実とボランティア団体及び小中学校への活動等の支援を強化します。

##### 2 主要な施策

- (1) ボランティアセンター事業
- (2) ボランティア団体育成事業

#### 災害ボランティアセンター事業

災害発生に備え、地域住民とともに地域を守るため組織づくりに取り組みます。また、災害後、「被害の大きさ」とそれに伴う「被災者支援の必要性」により災害ボランティアセンターを開設し、地域住民とともに、災害復旧に努めます。

#### 拠点福祉避難所設置及び経費

災害後、町からの要請により拠点福祉避難所を開設します。安全に運営をするため、関係機関と連携を図り、高齢者、障がい者等の受入れをいたします。

#### 共同募金事業及び経費

1,154 千円

##### 1 事業の概要

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組みを応援する、「自分の町を良くするしくみ」として行われてい

ます。地域福祉推進のため、募金活動の広報啓発活動（情報誌やホームページの活用）を推進し、活動の紹介や情報を提供します。

## 2 主要な施策

### (1) 赤い羽根（運動期間を10月1日～12月30日）

#### ① 募金方法

「戸別募金」、「学校募金」、「法人募金」、「職域募金」を行う。また、「街頭募金」として、町内のおのショッピングプラザにて募金活動をします。

#### ② 募金されたお金の使い道。

ア各福祉団体への助成  
イ地域全体の福祉施設、福祉団体への援助及び災害時の積立。

### (2) 地域歳末たすけあい（運動期間を12月1日～12月28日）

#### ① 募金方法

「戸別募金」、「学校募金」、「法人募金」、「職域募金」を行う。

#### ② 募金されたお金の使い道

支援を必要とする人たちが安心して暮らすことが出来るよう配分を行う。

## 相談支援事業及び経費（町受託事業）

7,330 千円

### 1 事業の概要

障がいの方、ご家族の皆さんの相談に応じます。相談支援を通して、共に生きる地域社会・豊かな福祉社会づくりを目指します。

## 2 主要な施策

### 小野町指定相談事業（町受託事業）

障がい者（児）等からの相談に応じ、必要な情報の提供、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

#### (1) 生活に関する相談

#### (2) 障がい福祉サービス、利用計画の作成

#### (3) 障がい福祉サービス利用相談

#### (4) 権利を守る相談

#### (5) 地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援

## 小野町地域包括支援センター事業及び経費（町受託事業）

23,200 千円

### 1 事業の概要

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支え、地域の窓口

となり、高齢者本人の方はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや相談を、適切な機関と連携して解決して行きます。

## 2 主要な施策

### (1) 包括的支援事業

- ① 総合相談業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務

### (2) 指定介護予防支援事業

### (3) 介護予防・日常生活支援総合事業

### (4) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域ケア会議
- ② 在宅医療・介護連携推進事業
- ③ 認知症施策事業
- ④ 生活支援体制整備事業

## 居宅介護支援センター事業及び経費

23,832 千円

### 1 事業の概要

介護保険制度における指定居宅介護支援事業所として、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた方のケアプランを作成し、関係各所との連携強化を図りながら、要介護者の自立した在宅生活を支援します。

#### 主要な施策

##### 居宅介護事業所の運営

介護保険法に基づき介護支援専門員の適正な人員配置をし、関係機関・事業所との連携・調査を図り、より良質なサービスが受けられるようケアマネジメントを実施します。

- (1) 介護サービスに関する相談
- (2) 希望に沿ったケアプラン（介護サービス計画）の作成
- (3) 介護保険の申請・代行・更新・変更の手続き
- (4) 住宅改修の相談・手続き
- (5) 福祉用具貸与・購入・手続き

## デイサービスセンター事業及び経費

100,087 千円

### 1 事業の概要

食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や介護を日帰りで提供するサービ

スです。

## 2 主要な施策

### (1) 介護予防通所介護事業

要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的とし、介護予防サービス(要支援1・2)を対象にしています。

### (2) 通所介護事業

介護を必要とする利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常の世話及び機能訓練を行い心身の機能の維持並びに利用者家族の負担軽減に努め、要介護サービス(要介護1～5)の方を対象にしています。

### (3) 認知症対応型通所介護事業

認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。

日本赤十字社事業及び経費

175 千円

## 1 事業の概要

日本赤十字社は、国内の災害時の救護をはじめ、国外の紛争・自然災害の被害者に対する緊急救援活動などさまざまな人道的活動を行っています。小野町分区として、社員募集のお願いと、非常災害発生時の救護活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、救護装備の充実、整備を行います。

## 2 主要な施策

### (1) 社員募集 (5月～6月)

一般社員	500 円以上	特別社員	2,000 円以上
------	---------	------	-----------

(2) 非常災害発生時の救護活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、救護装備の充実、整備を図るとともに、被災者に応急救援物質を配布しています。

その他、火災や風水害で住居が被災した場合、毛布・緊急セット等の給付と見舞金の支給があります。